

雇用サポート ネットワーク ニュース

発行 埼玉県障害者雇用サポートセンター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

浦和合同庁舎 別館 1階 TEL 048-827-0540

2017.4月号

新年度の「ご挨拶

これからの十年、
新たなスタートを!!



センター長
鍵和田 幹夫

埼玉県障害者雇用サポートセンターは、「地方自治体による企業支援事業」として平成十九年、全国に先駆け開設、十年間一貫して、県内企業に対し、企業出身スタッフによる障害者雇用を推進するための支援活動を、行ってまいりました。

平成二十八年四月からは、「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行、すべての企業に、障害者の就労にあたり「合理的配慮への対応」が、求められることになりました。又、平成三十年四月からの精神障害者雇用の義務化まで、いよいよ残りの一年となりました。

このように、障害者雇用を取り巻く環境はこの十年、大きく変動してまいりましたが、埼玉県では、県内企業を訪問して障害者雇用の受け皿づくりを進める「障害者雇用開拓

員」や、就労後の職場定着を支援する「障害者職場定着支援センター」を設置し、障害者が働く職域の拡大と職場定着を推進する施策に取り組んでいます。

当サポートセンターでも、精神保健福祉士を増員し、企業の人材障害者就業促進に対する支援体制を強化いたしました。又、雇用経験のない企業を中心に三日間から五日間行う「短期訓練」も、昨年に引き続き実施するなど、働く障害者への理解を深める活動を継続することにも、就労支援機関などとの連携を深めながら、「障害者雇用の拡大・定着」に取り組んでまいります。

サポートセンタースタッフ一同は、これまで積み上げてきた十年間の実績を踏まえながら、これからの十年間を見据え、埼玉県において、障害者雇用に対する理解が深まる

とともに、雇用・定着がさらに進むように、企業への支援を行ってまいります。関係機関の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。



新しいスタッフも加わり、今年度も障害者雇用の促進と定着を進めてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。



企業支援アドバイザー、事務スタッフ



精神障害者就業促進スタッフ

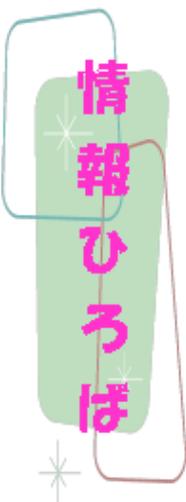
精神障害者の雇用が進む中、雇用の拡大とともに「定着」を図ることが求められています。

採用前、採用後の研修等、精神障害者の雇用に関する様々な支援を関係機関と連携して実施してまいります。



障害者雇用開拓・チャレンジ体験スタッフ

「短期訓練」実施に向けては、今年度も三名体制で、担当区域内の関係機関と連携を進めてまいりますので、「ご協力のほどよろしくお願いいたします。」



◆「合理的配慮指針事例集」

【第三版】が公表されました◆

平成二十八年四月一日に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、すべての事業主へ、雇用分野における障害者への差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられました。

厚生労働省から、事業主の方が、障害のある方に合理的配慮を提供する際に参考になると考えられる事例を幅広く収集した事例集が公表されています。

このたび、事例の追加などを行った第三版がホームページで紹介されていますので、ぜひご参考にしてください。

厚生労働省ホームページ

※ <http://www.mhlw.go.jp/>

より「合理的配慮」で検索してご確認ください。

ヘルプデスクを
開設します！

障害者雇用に関して、電話でご相談できる企業様を対象とした「ヘルプデスク」を四月より開設いたします。（四月十八日午後開通予定）

障害者雇用ヘルプデスク

フリーダイヤル

0120
(こようを)

-540
(つないで)

-271

障害者雇用に関するちょっとした質問やお悩み事に、専門スタッフが

が対応させていただきます。

・障害者雇用を始めようと思っけれど、どう進めたらよいか？

・障害者雇用制度を詳しく知りたい。

・採用するのですが、職場側の配慮は、どうしたらよいか？

・今、雇用をしているけど最近休みがちで・・・

などなどお気軽にご相談ください。

第一回 障害者雇用サポート セミナーのご案内

障害者雇用サポートセミナーを左記の予定で、開催いたします。

日時 平成二十九年六月十五日（木）

十二時三十分～十七時

場所 浦和コミュニティセンター

九階 十五集会室

詳細については、五月上旬に当サポートセンターホームページに掲載いたします。

